

交通政策審議会 陸上交通分科会 自動車部会

自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会の設置について

1. 趣 旨

近年開発が進められている自動車の自動運転は、交通事故の削減のみならず、高齢者等の移動手手段の確保や物流の生産性向上など、社会が直面する様々な課題の解決に資するものとして、早期の実用化が期待されている。

このため、政府では、レベル3以上の高度な自動運転の2020年目途での実用化を目標として掲げ、その実現のために必要な道路交通関連の法制度の見直しの方向性を、本年4月に「自動運転に係る制度整備大綱」(以下「大綱」という。)として取りまとめたところ。

これを受けて、国土交通省が所管する道路運送車両法に基づく車両の安全確保のための各種制度についても、現行の「ドライバーによる運転を前提とした制度」から「システムによる運転も想定した制度」に見直す必要がある。このことを踏まえ、今後の自動運転等先進技術を搭載した自動車の安全確保のための制度のあり方について検討を行うため、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会の下に「自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会」(以下「小委員会」という。)を設置するものとする。

2. 構成員及び運営

- 小委員会の構成員は、有識者の委員、関係業界等のオブザーバーにより構成するものとし、資料1のとおりとする。
- 小委員会の運営は、「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会運営規則」(以下「規則」という。)に定めるもののほか、以下によるものとする。
 - ・自動車製作者等の車両開発の状況等、機微な情報が含まれることから、会議は冒頭部分のみ公開とし傍聴は不可とする。ただし、特段の理由がある場合を除き、議事要旨と配付資料は公表する。
 - ・小委員会の事務局は国土交通省自動車局にて行うものとする。
 - ・規則及び上記に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は小委員会で決定する。

3. 検討項目

大綱を踏まえた、自動運転車等の設計・製造過程から使用過程にわたる総合的な安全確保に必要な道路運送車両法に係る制度のあり方

～関係法令等抜粋～

○ 国土交通省設置法（平成11年法律第100号）（抄）

第14条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。
- 三 （略）

2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 交通政策審議会令（平成12年政令第300号）（抄）

（所掌事務）

第1条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（委員等の任命）

第3条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

（分科会）

第6条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
陸上交通分科会	一 鉄道、 <u>道路運送</u> その他の陸上交通に関する重要事項を調査審議すること。

○交通政策審議会運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（議長）

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

○交通政策審議会陸上交通分科会運営規則(抄)

(趣旨)

第1条 陸上交通分科会(以下「分科会」という。)の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(議事の公開)

第8条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(部会)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

2 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、分科会の議決とすることができる。

○交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会運営規則(抄)

(小委員会の設置)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第5条 小委員会に属すべき委員等は、自動車交通部会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

(小委員会の委員長)

第6条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

2 小委員会は委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等のうち委員、当該議事に関係のある臨時委員に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を部会長に報告するものとする。

(議事)

第7条 小委員会及びワーキンググループの議事については、交通政策審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定の「会長」とあるのは「幹事」及び「委員長」と、「審議会」とあるのは「ワーキンググループ」及び「小委員会」と読み替えるものとする。